

山口県屋外広告物関係例規集

令和2年5月

山口県土木建築部都市計画課

目 次

■ 山口県屋外広告物条例	1
■ 山口県屋外広告物条例施行規則	1 3
■ 山口県使用料手数料条例（抜粋）（屋外広告物手数料）	5 2
■ 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件 を設置してはならない地域（告示）	5 3
■ 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を設置する物件 を設置してはならない電柱又は街灯柱の指定（告示）	6 2
■ 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を設置しようと する者が許可を受けなければならない地域（告示）	6 3
■ 山口県屋外広告物条例の規定により公益上必要な施設 又は物件の指定（告示）	6 5
■ 山口県屋外広告物条例第6条第4項の規定により特に 必要があると認める屋外広告物の指定（告示）	6 6
■ 山口県の事務処理の特例に関する条例（抜粋）	6 7
■ 屋外広告物法の規定に基づく事務処理の特例に関する条例	6 9
■ 附属機関の設置に関する条例	7 0
■ 山口県屋外広告物審議会規則	7 0
■ 屋外広告物法	7 1

山口県屋外広告物条例

昭和41年10月3日

山口県条例第41号

改正 昭和44年 7月26日条例第28号 昭和49年10月18日条例第50号
昭和60年 3月26日条例第5号 昭和60年10月1日条例第28号
平成4年 3月21日条例第3号 平成16年 3月23日条例第25号
平成17年 3月18日条例第26号 平成17年 3月18日条例第34号
平成17年 3月18日条例第35号 平成25年12月17日条例第47号
令和2年 3月17日条例第17号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限等（第3条～第21条）
- 第3章 屋外広告業（第22条～第25条の4）
- 第4章 雑則（第26条～第27条）
- 第5章 罰則（第28条～第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

（参照）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

→p71

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

第2章 広告物等の制限等

（禁止地域等）

第3条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、知事が指定する地域

→p53

（2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち知事が指定する地域

→p54～56

（3）山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域及び同条例第37条第1項の規定により指定された地域のうち知事が指定する地域

→p56～58

（4）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林のある地域のうち知事が指定する地域

→p58

（5）道路又は鉄道等（鉄道、軌道又は索道をいう。以下同じ。）の知事が指定する区間

→p58～60

（6）道路又は鉄道等から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域

→p60

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	
(8) 湖沼、溪谷又はこれらの付近の地域のうち、知事が <u>指定</u> する地域	→p61
(9) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域	→p61
(10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地（禁止物件等）	
第4条 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。	
(1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯	
(2) 街路樹	
(3) 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上のさく、駒止め及び里程標	
(4) 電柱又は街燈柱で、知事が <u>指定</u> するもの	→p62
(5) 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら	
(6) 銅像、神仏像及び記念碑	
2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。（許可地域等）	
第5条 次の各号に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	
(1) 道路又は鉄道等（第3条第5号に規定する知事が指定する区間を除く。）の知事が <u>指定</u> する区間	→p63, 64
(2) 道路又は鉄道等から展望することができる地域（第3条第6号に規定する知事が指定する地域を除く。）のうち、知事が <u>指定</u> する地域	→p64
(3) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域（第3条第9号に規定する知事が指定する地域を除く。）のうち、知事が <u>指定</u> する地域	→p64
(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて <u>指定</u> する地域	→指定なし
(適用除外)	
第6条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前3条の規定は、適用しない。	
(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件	
(2) 国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件	
(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）によるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件	
(4) 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める <u>基準</u> に適合するもの	→p23
(5) 公益上必要な施設又は物件で知事が <u>指定</u> するものに、規則で定める <u>基準</u> に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件	→p65（指定） p23（基準）
(6) 自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件	
2 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。	
(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める <u>基準</u> に適合するもの	→p23
(2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件	
(3) 一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める <u>基準</u> に適合するもの	→p23

<p>(4) 人、動物、車両若しくは船舶に表示する広告物又はこれを掲出する物件</p> <p>3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（前項第一号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。</p>	<p>→p22(許可基準)</p>
<p>4 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への誘導を行うことを目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p>	<p>→p22(許可基準)</p>
<p>5 知事が特に必要があると認めて指定する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号並びに第4条第1項第4号の規定は、適用しない。 (経過措置)</p>	<p>→p66(指定) →p22(許可基準)</p>
<p>第7条 第3条から第5条までの規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、これらの規定は、当該指定の日から3年間（この条例に基づき許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、適用しない。その期間内にこの条例に基づき許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。 (禁止広告物等)</p>	
<p>第8条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの</p> <p>(2) 著しく破損し、又は老朽したもの</p> <p>(3) 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの</p> <p>(4) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの</p> <p>(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの (許可の期間及び条件)</p>	
<p>第9条 知事は、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき、第1項の許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。 (変更等の許可)</p>	<p>→p23</p>
<p>第10条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。 (許可の基準等)</p>	<p>→p13(規則第5条)</p>
<p>第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をすること</p>	<p>→p19～21</p>

ができる。

(許可の表示)

第12条 この条例に基づく許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件に当該許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件に当該許可の押印又は打刻印を受けた場合においては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、当該許可の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにしてこれらを良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第13条の2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。

→p14 (規則第10条の2)

→p14 (規則第10条の2第2項)

2 この条例に基づく許可に係る広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件(前項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件を除く。次項において同じ。)を設置する者又はこれらを管理する者は、前項の規定によりこれらの点検を行う場合には、法第10条第2項第3号イに掲げる者その他規則で定める者に行わせなければならない。

→p14 (規則第10条の2第3項)

3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)を受けようとするときは、第一項の規定による点検の結果を知事に報告しなければならない。

(除却義務)

第14条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、第9条第1項の許可の期間が満了したとき若しくは第16条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第7条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。

(措置命令)

第15条 知事は、第8条又は第13条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

→p33

(許可の取消し)

第16条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号の一に該当するとき
は、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第10条第2
項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第10条第1項の規定に違反したとき。

(3) 前条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたとき。

(除却命令)

第17条 知事は、第3条から第5条まで若しくは第14条の規定に違反し、又は第
15条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲
出する物件を設置する者に対し、5日以上を期限を定めて、これらの除却を命ずる
ことができる。

2 知事は、前項の規定により除却を命じようとする場合において、当該広告物を表
示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者を過失がなく確知することが
できないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者
に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合において
は、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限ま
でに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を
告示しなければならない。

3 法第7条第4項又は前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却
しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、
これを提示しなければならない。

→p34, 35

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示事項)

第17条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の放置されていた場所及び当該廣
告物又は広告物を掲出する物件を除却した日時

(3) その広告物又は広告物を掲出する物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は広告物を掲出する物件を返
還するため必要と認められる事項

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の方法)

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなけ
ればならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第
3項第1号に規定する広告物については、3日間)、規則で定める場所に掲示す
ること。

→p14(規則第
11条の3)

(2) 前号の掲示に係る広告物又は広告物を掲出する物件のうち特に貴重と認めら
れるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は広告
物を掲出する物件の所有者、占有者その他当該広告物又は広告物を掲出する物件
について権原を有する者(第17条の7において「所有者等」という。)の氏名
及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を山口県報に掲載するこ
と。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式によ
る保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に
自由に閲覧させなければならない。

→p36

→p14(規則第11
条の3)

(広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価の方法)

第17条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の価
格の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は広告物を掲出する物件の使用期間、
損耗の程度その他当該広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関する事

情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は広告物を掲出する物件を売却する場合の手續)

第17条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は広告物を掲出する物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は広告物を掲出する物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は広告物を掲出する物件については、随意契約により売却することができる。

(法第8条第3項各号の条例で定める期間)

第17条の6 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、3日とする。

2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3月とする。

3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、2週間とする。

(広告物又は広告物を掲出する物件を返還する場合の手續)

第17条の7 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物又は広告物を掲出する物件(同条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は広告物を掲出する物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該広告物又は広告物を掲出する物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式により受領書と引替えに返還するものとする。

→p37

(立入検査等)

第17条の8 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、広告物又は広告物を掲出する物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは広告物を掲出する物件のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

→p38

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第18条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により、従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第18条の2 この条例に基づく許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第19条 この条例に基づく許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、前条の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若

しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 4 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(山口県屋外広告物審議会への諮問)

第20条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、山口県屋外広告物審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第3条、第4条第1項第4号、第5条又は第6条第1項第5号若しくは同条第5項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2) 第6条第1項第4号若しくは第5号若しくは同条第2項又は第11条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(告示)

第21条 知事は、第3条、第4条第1項第4号、第5条又は第6条第1項第5号若しくは同条第5項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第22条 県の区域(下関市の区域を除く。以下同じ。)内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第22条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び役員の氏名)

(5) 第24条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第22条の3 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

→p15(規則第12条)

→p15(規則第12条の2)

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- (登録の拒否)
- 第22条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 第25条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者(第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第25条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
 - (3) 第25条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第22条の2第1項第2号の営業所ごとに第24条第1項に規定する業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- (登録事項の変更の届出)
- 第22条の5 屋外広告業者は、第22条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第22条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
- (屋外広告業者登録簿の閲覧)
- 第22条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- (廃業等の届出)
- 第22条の7 屋外広告業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第22条の8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第25条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第23条 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

2 知事は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会について必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の選任等)

第24条 屋外広告業者は、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに掲げる者

(2) 前条第1項の規定により知事が開催する講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の開催する講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練において広告美術科若しくは広告美術仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許を受けた者又は広告美術仕上げに係る同法第44条第1項の技能検定に合格した者

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関する業務

(2) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る安全の確保に関する業務

(3) 第24条の3に規定する帳簿に記載する事項のうち規則で定めるものの記載に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

(標識の掲示)

第24条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号及び氏名（法人にあつては、その名称）、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第24条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第25条 知事は、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第25条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

→p15、16(規則第14条～第18条)

→p16(規則第18条の2)

→p16(規則第18条の3)

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- (2) 第22条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき
- (3) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

2 第22条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
(監督処分簿の備付け等)

第25条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

→p16, 17(規則
第18条の4)

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

→p16, 17(規則
第18条の4)

(報告及び検査)

第25条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 雑則

(手数料)

第26条 この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)若しくは登録(更新の登録を含む。)を受けようとする者又は講習会の講習を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

→p52

(適用上の注意)

第26条の2 この条例の適用に当たっては、住民の政治活動の自由その他住民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第27条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第22条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第25条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第29条 第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条から第5条までの規定に違反して、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者

(2) 第10条第1項の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

(3) 第14条の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

(4) 第15条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(5) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第24条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の8第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第25条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第28条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第22条の7第1項の規定による届出を怠つた者

(2) 第24条の2の規定による標識を掲げない者

(3) 第24条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第20条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第3条第7号若しくは第10号又は第4条第1項(同項第4号を除く。)若しくは第2項に規定する地域又若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、これらの規定は、この条例の施行の日から3年間は、適用しない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和44年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年11月1日から施行する。ただし、第21条の次に4条を加える改正規定(第22条及び第24条に係る部分に限る。)、第25条に3号を加え、同条を第29条とする改正規定及び第26条の一部を改め、同条を第31条とし、同条の前に1条を加える改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県屋外広告物条例第22条の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者は、同条の施行の日から1月間は、同条第1項の規定による届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

(山口県使用料手数料徴収条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料徴収条例(昭和31年山口県条例第1号)の一部を次のよう

に改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和60年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第3号）

（施行期日）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第25号）

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第26号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第47号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第22条の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月間（その者が当該期間内に改正後の山口県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第22条の2の規定による登録の申請をした場合にあつては、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、改正後の条例第22条第1項の登録を受けないで、なお従前の例により、引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第24条第1項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第24条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に一項を加える改正規定並びに第9条第1項、第10条第1項、第11条、第20条第1号及び第21条の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県屋外広告物条例に基づく許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、改正後の山口県屋外広告物条例第18条の2の規定は、当該許可の期間は、適用しない。

山口県屋外広告物条例施行規則

昭和42年3月1日
山口県規則第5号

改正 昭和44年 4月 1日規則第 21号 昭和47年 4月28日規則第41号
昭和48年12月 1日規則第 68号 昭和49年10月29日規則第62号
昭和56年 3月31日規則第 16号 昭和60年10月 8日規則第83号
平成 7年 3月31日規則第101号 平成 8年 1月23日規則第 3号
平成 9年 3月25日規則第 11号 平成11年11月 2日規則第74号
平成16年 6月 1日規則第 51号 平成17年 3月18日規則第20号
平成26年 2月25日規則第 3号 令和 2年 5月19日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。
（以下「条例」という。））の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 条例第11条第1項に規定する許可の基準は、別表第1のとおりとする。

(参照)

→p19~22

(適用除外となる屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の基準)

第3条 条例第6条第1項第4号及び第5号並びに第2項第1号及び第3号の
規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

→p23

(許可の期間)

第4条 条例第9条第1項に規定する許可の期間は、別表第3のとおりとする。

→p23

(軽微な変更等)

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次
の各号に掲げる場合とする。

(1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件の形
状、面積、色彩、意匠その他表示の方法を変更することなく修理し、補強し、
又は塗り替える場合

(2) 広告物を掲出する物件に当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を定
期的に取り替えて表示する場合

(許可の申請)

第6条 条例第5条又は第6条第3項から第5項までの許可を受けようとする
者は、屋外広告物許可申請書（別記第1号様式）を土木事務所の長（以下「所
長」という。）に提出しなければならない。

→p24, 25

(許可の証票の交付)

第7条 所長は、条例第5条又は第6条第3項から第5項までの許可をしたとき
は、許可の証票（別記第3号様式）を当該申請者に交付しなければならない。
ただし、当該許可に係る広告物が貼り紙及びこれに類するもの、立看板、広告
幕及びこれに類するもの並びに貼り札であるときは、許可の押印又は打刻印

→p26

（別記第4号様式）をもって許可の証票に替えることができる。

→p26

2 前項の規定は、条例第9条第3項の規定により許可の更新をした場合につい
て準用する。

(許可の更新の申請)

第8条 条例第9条第3項の許可の更新を申請しようとする者は、当該許可の期
間の満了の日の10日前までに屋外広告物許可更新申請書（別記第5号様式）
を所長に提出しなければならない。

→p27, 28

第9条 削除

(変更等の許可の申請)

第10条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更又

は改造許可申請書（別記第7号様式）を所長に提出しなければならない。 （点検）	→p29, 30
第10条の2 条例第13条の2第1項の規定による点検は、広告物又は広告物を掲出する物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況について行わなければならない。	
2 条例第13条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件とする。	
一 貼り紙及びこれに類するもの	
二 立看板	
三 広告幕及びこれに類するもの	
四 気球広告	
五 貼り札	
六 電柱若しくは街灯柱を利用する広告物（巻付け広告及び直塗り広告に限る。）	
七 壁面又は屋根面に描かれた広告物	
3 条例第13条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。	
一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者	
二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2第1項に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者	
三 前2号に掲げる者のほか、知事が広告物又は広告物を掲出する物件の点検に関する必要な知識を有すると認める者	
（点検の結果の報告）	
第10条の3 条例第13条の2第3項の規定による報告をしようとする者は、第6条、第8条又は第10条に規定する申請書を提出する際に、併せて条例第13条の2第1項の規定による点検（当該申請書の提出前3月以内に行われたものに限る。）の結果について記載した屋外広告物安全点検報告書（別記第7号様式の2）を所長に提出しなければならない。	→p31, 32
（身分証明書の様式）	
第11条 条例第15条第3項の身分を示す証明書は、別記第8号様式による。	→p33
第11条の2 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、別記第8号様式の2による。	→p34, 35
（条例第17条の3第1項第1号及び第2項の規則で定める場所）	
第11条の3 条例第17条の3第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件の放置されていた場所を所管する土木事務所とする。	
（保管物件一覧簿の様式）	
第11条の4 条例第17条の3第2項の保管物件一覧簿は、別記第8号様式の3による。	→p36
（受領書の様式）	
第11条の5 条例第17条の7の受領書は、別記第8号様式の4による。	→p37
（身分証明書の様式）	
第11条の6 条例第17条の8第2項の身分を示す証明書は、別記第8号様式の5による。	→p38
（更新の登録の申請期限）	
第11条の7 条例第22条第3項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。	
（登録申請書の記載事項等）	

第12条 条例第22条の2第1項第6号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 営業の開始年月日
- (2) 取り扱う主たる広告物の種類

2 条例第22条の2第1項の登録申請書は、屋外広告業登録又は更新登録申請書（別記第12号様式）によらなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第12条の2 条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 登録申請者の住民票の写し（これに代わる書面を含む。以下同じ。）及び略歴を記載した書面（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面
- (3) 登録申請者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面）
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し（変更の届出の添付書類）

第12条の3 条例第22条の5第3項において準用する条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例第22条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 条例第22条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第22条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び前条第2号に掲げる書類
- (4) 条例第22条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第3号に掲げる書類
- (5) 条例第22条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第4号に掲げる書類

（屋外広告業者登録簿閲覧所）

第13条 知事は、条例第22条の6の規定により屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するため、屋外広告業者登録簿閲覧所を山口県土木建築部都市計画課に設ける。

（講習会の開催の公告）

第14条 知事は、条例第23条第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所その他講習会の開催について必要な事項を山口県報により公告するものとする。

（講習会の受講手続）

第15条 講習会の講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（講習科目）

第16条 講習会の講習科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

（講習科目の受講の一部免除）

→p42, 43

→p46

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条第3号に規定する講習科目の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練において帆布製品製造科の課程を修了した者、帆布製品科に係る同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許を受けた者又は帆布製品製造に係る同法第44条第1項の技能検定に合格した者

2 前項の規定により前条第3号の講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（講習会修了証書の交付）

第18条 知事は、講習会の講習の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記第16号様式）を交付するものとする。

（標識の記載事項等）

→p47

第18条の2 条例第24条の2の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第24条の2の標識は、別記第17号様式によらなければならない。

→p48

（帳簿の記載事項等）

第18条の3 条例第24条の3の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した広告物を掲出する物件の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第24条の3の帳簿は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 前項の帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

（監督処分簿の閲覧所等）

第18条の4 条例第25条の3第1項の規則で定める閲覧所は、第13条の屋外広告業者登録簿閲覧所とする。

2 条例第25条の3第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた者の商号、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 処分を受けた者の登録番号

- (3) 処分の原因となつた事実
- (4) その他必要な事項
(許可の証票等の再交付)

第19条 許可の証票又は屋外広告物講習会修了証書(以下「許可の証票等」という。)の交付を受けた者は、当該許可の証票等を滅失し、又は損傷したときは、その旨を書面により、知事(許可の証票にあつては所長)に申し出て再交付を受けることができる。

- 2 許可の証票等を損傷したことにより前項の規定による再交付の申出をしようとする者は、同項の書面にその損傷した許可の証票等を添えなければならない。

(書類の様式)

第20条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 条例第19条第1項又は第2項に規定する届出 別記第9号様式

→p39

(2) 条例第19条第3項に規定する届出 別記第10号様式

→p40

(3) 条例第19条第4項に規定する届出 別記第11号様式

→p41

(4) 条例第22条の5第1項に規定する届出 別記第13号様式

→p44

(5) 条例第22条の7に規定する届出 別記第14号様式

→p45

(書類の提出)

第21条 この規則の規定により提出する書類は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件の設置に係るものにあつては当該広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する場所を所管する所長に、屋外広告業又は講習会に係るものにあつてはその主たる営業所の所在地(県内に主たる営業所を有しない者にあつては、主たる営業区域)又は講習会の受講申込みをしようとする者の住所地を所管する所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により所長を経由して知事に提出する書類(講習会の受講申込みに係るものを除く。)は、正副2通とする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年規則第21号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年規則第41号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年規則第68号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第62号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年11月1日から施行する。ただし、屋外広告業の届出(廃止及び届出事項の変更の届出を含む。)に関する改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

(山口県事務委任規則の一部改正)

- 2 山口県事務委任規則(昭和44年山口県規則第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（昭和56年規則第16号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第101号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第11号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第3条、第6条及び第7条第1項の改正規定、別表第1の改正規定（同表の二の6中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする部分を除く。）並びに別表第2及び別記第1号様式の改正規定並びに次の規定は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「既存自家用広告物」という。）については、当分の間、改正後の山口県屋外広告物条例施行規則別表第1の三及び四の規定は、適用しない。ただし、前項ただし書に規定する規定の施行後に当該既存自家用広告物を変更し、又は改造する場合（改正後の山口県屋外広告物条例施行規則第五条各号に掲げる場合を除く。）は、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

一 共通基準

- 1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。
- 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「自家用広告物」という。）については、この限りではない。
 - (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 - (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
 - (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
- 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

二 条例第5条に規定する許可の基準（自家用広告物に係るものを除く。）

1 野立ての広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 高架の道路又は鉄道等の下の土地
 - ア 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、30平方メートル以下であること。
 - イ 高さは、5メートル以下であること。
 - ウ 原則として道路又は鉄道等に平行に表示し、又は設置するものであること。
- (2) 高速自動車国道又は山陽新幹線から展望することができる地域
 - ア 広告物相互間の距離は、300メートル以上であること。ただし、高速自動車国道又は山陽新幹線のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。
 - イ 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、50平方メートル以下であること。
 - ウ 高さは、広告塔にあつては30メートル、広告板にあつては10メートル以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された高速自動車国道又は山陽新幹線の区間に接続する両側それぞれ10メートル以内の地域をいう。）にあつては、5メートル以下であること。
 - エ 原則として高速自動車国道又は山陽新幹線に平行に表示し、又は設置するものであること。
- (3) 道路（高速自動車国道を除く。）又は鉄道等（山陽新幹線を除く。）から展望することができる地域
 - ア 広告物相互間の距離は、100メートル以上であること。ただし、道路（高速自動車国道を除く。）又は鉄道等（山陽新幹線を除く。）のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。
 - イ 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、30平方メートル以下であること。
 - ウ 高さは、主要構造が金属製のものにあつては15メートル以下、木製のものにあつては、10メートル以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された道路（高速自動車国道を除く。）の区間に接続する両側それぞれ10メートル以内の地域をいう。）にあつては、5メートル以下であること。

- エ 原則として道路（高速自動車国道を除く。）又は鉄道等（山陽新幹線を除く。）に平行に表示し、又は設置するものであること。
- 2 建築物を利用する広告物（立看板、広告幕及びこれに類するもの並びに気球広告を除く。以下同じ。）及び広告物を掲出する物件
- (1) 屋上に表示し、又は設置するもの
- ア 高さは、その建築物の高さの3分の2以下で、かつ、地上から広告物又は広告物を掲出する物件の上端までの高さは、4.6メートル以下であること。
- イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。
- ウ 表示し、又は設置する数は、建築物一棟につき、原則として1個であること。
- (2) 壁面又は屋根面に密着するもの
- ア 表示面積は、当該広告物に対向した場合の壁面又は屋根面の2分の1以下で、かつ、2.0平方メートル以下であること。
- イ 壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。
- (3) 壁面に密着しないもの
- ア 突出し幅は、壁面から1.5メートル以下であること。
- イ 表示面積は、2.0平方メートル以下であること。
- ウ 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
- 3 塀広告及び垣広告
- 表示面積は、当該広告物に対向した場合の塀又は垣の面積の2分の1以下で、かつ、2.0平方メートル以下であること。
- 4 貼り紙及びこれに類するもの
- (1) 表示面積は、原則として1平方メートル未満であること。
- (2) 同一内容のものは、1箇所につき、2枚以下であること。
- 5 立看板
- (1) 大きさは、縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
- (2) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
- (3) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。
- 6 広告幕及びこれに類するもの
- (1) 横断幕及び懸垂幕は、幅1.5メートル以下、長さ15メートル以下であること。
- (2) 旗、のぼり等は、縦5メートル以下、横1メートル以下であること。
- (3) 地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
- 7 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。以下同じ。）及びこれを掲出する物件
- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。
- ア 突出し広告
- (ア) 大きさは、縦1.2メートル、横0.5メートル以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
- (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。
- イ 巻付け広告及び直塗り広告
- (ア) 長さは、1.8メートル以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
- 8 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。

9 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。
- (2) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (3) 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

10 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

三 条例第5条に規定する許可の基準（自家用広告物に係るものに限る。）

1 野立ての広告物及びこれを掲出する物件

高さは、15メートル以下であること。

2 建築物を利用する広告物及びこれを掲出する物件

(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

ア 地上から広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、46メートル以下であること。

イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。

(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。

(3) 壁面に密着しないもの

ア 突出し幅は、壁面から1.5メートル以下であること。

イ 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

3 立看板

(1) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。

(2) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。

4 広告幕及びこれに類するもの

地上から広告幕又はこれに類するものの下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

5 電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件

二の7に掲げる基準に同じ。

6 消火栓標識を利用する広告物

二の8に掲げる基準に同じ。

7 アーチ広告及びアーケード広告

(1) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。

(2) 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

8 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及びこれを掲出する物件

二の10に掲げる基準に同じ。

四 条例第6条第3項に規定する許可の基準
三に掲げる基準に同じ。

五 条例第6条第4項に規定する許可の基準

- 1 誘導に係る自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）は、条例第3条第1号、第6号、第8号又は第9号の規定により指定された地域又は当該地域からの距離が500メートル以内の場所に所在し、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道（以下「一般国道等」という。）に接していないこと。
- 2 一般国道等と当該一般国道等から自己の住所等に至る一般国道等以外の道路との交差点から前後に100メートル以内の場所に表示し、又は設置するものであること。
- 3 表示面積は、3平方メートル（2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する自己の住所等の数が1件を増すごとに2平方メートルを加えた面積とし、21平方メートルを限度とする。）以下であること。
- 4 高さは、3メートル（2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する自己の住所等の数が1件を増すごとに0.5メートルを加えた高さとし、7.5メートルを限度とする。）以下であること。
- 5 表示し、又は設置する数は、一般国道等と一般国道等以外の道路との交差点1箇所につき、2個以下であること。
- 6 表示する内容は、自己の住所等への誘導を行うため必要な最小限度のものであること。

六 条例第6条第5項に規定する許可の基準

電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件

- (1) 二の7に掲げる基準に同じ。
- (2) 条例第3条第9号の規定により指定された地域及び条例第4条第1項第4号の規定により指定された物件に表示し、又は設置するものにあつては、駅前広場、道路等を照明する施設を有するものであること。

別表第2(第3条関係)

一 条例第6条第1項第4号に規定する基準

- 1 別表第1の共通基準に同じ。
- 2 公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件の表示面積（広告物又はこれを掲出する物件に対向した場合の空間面積を含む。）は、5平方メートル以下であること。
- 3 広告主名、スポンサー名等の表示面積は、公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件に対向した場合のその面積の5分の1以下であること。
- 4 表示し、又は設置する数は、同一内容の広告につき、1個であること。

二 条例第6条第1項第5号に規定する基準

- 1 寄贈者名等の表示面積は、公益上必要な施設又は物件に対向した場合のその面積の5分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。
- 2 寄贈者名等の表示数は、1施設又は1物件につき、原則として1個であること。

三 条例第6条第2項第1号に規定する基準

- 1 別表第1の共通基準に同じ。
- 2 表示面積（自己の住所等に2以上の自家用広告物がある場合においては、その表示面積の合計）は、条例第3条（第5号及び第7号を除く。）の規定により指定された地域又は場所にあつては5平方メートル以下、条例第5条（第1号を除く。）の規定により指定された地域にあつては10平方メートル以下であること。

四 条例第6条第2項第3号に規定する基準

- 1 別表第1の共通基準に同じ。
- 2 表示し、又は設置する期間が10日以内であること。
- 3 表示し、又は設置する年月日並びに当該広告物若しくはこれを掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の住所及び氏名が明示されたものであること。

別表第3(第4条関係)

- 1 貼り紙及びこれに類するもの、立看板、広告幕及びこれに類するもの並びに気球広告にあつては、1月以内とする。
- 2 貼り札にあつては、1年以内とする。
- 3 1及び2に掲げるもの以外の広告物及び広告物を掲出する物件にあつては、3年以内とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

（表）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

土木事務所長 様

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 (印)
 (電話 局 番)

屋外広告物の表示

下記のとおり屋外広告物を掲出する物件の設置 の許可

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の表示及び設置

第5条

を受けたいので、山口県屋外広告物条例 第3項 第4項 第5項 の規定により、関係書類を

第6条

添えて申請します。

記

種類及び数量	貼り紙又はこれに類するもの		枚	
	立 看 板		枚	
	広告幕又はこれに類するもの		枚	
	気 球 広 告		() 個	
	電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告	() 個	
		巻付け広告 又は直塗り 広告	() 枚(個)	
上記以外の貼り札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出する物件 (種類)		() 枚(個、基)		
表示面積	m ²			
材 料				
表示又は設置 の場所				
表示又は設置 の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
定期的に取り 替えて表示す る屋外広告物 の種類				
施 工 者	元 請		下 請	
	住所		住所	
	氏名		氏名	
	番号	年 月 日 山口県知事登録第 号	番号	年 月 日 山口県知事登録第 号
管 理 者	住所	(電話 局 番)		
	氏名			

(裏)

山 口 県 収 入 証 紙 貼 付 け 欄

(消 印 し な い こ と。)

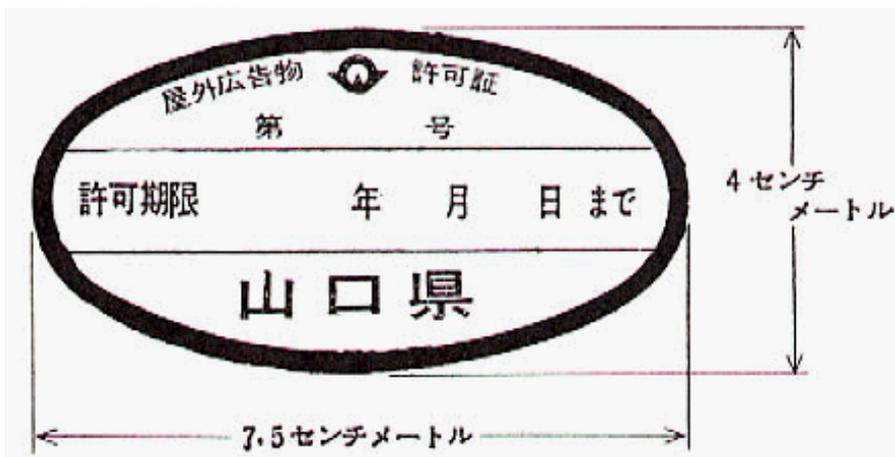
添付書類

- 1 形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（貼り紙又はこれに類するものにあつては、現物）
- 2 表示又は設置の場所を示した見取図

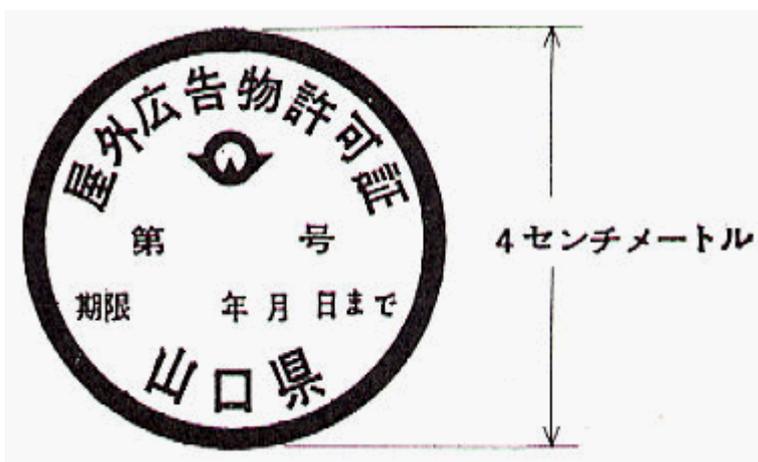
- 注 1 申請者、施工者及び管理者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものである場合にあつては、「種類及び数量」欄の（ ）内にその数量を再掲すること。
 - 3 「定期的に取り替えて表示する屋外広告物の種類」欄は、新聞紙、映画ポスターその他の同一業務に関する屋外広告物を定期的に取り替えて表示するための屋外広告物を掲出する物件の許可を受けようとする場合に記入すること。
 - 4 野立ての屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の場合にあつては、表示又は設置の場所を示した見取図に道路又は鉄道等からの距離及び最寄りの野立ての屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件までの距離を記入すること。
 - 5 山口県屋外広告物条例第 6 条第 4 項の規定による許可を受けようとする場合にあつては、表示又は設置の場所を示した見取図に同条例第 3 条第 1 号、第 6 号、第 8 号又は第 9 号の規定により指定された地域から自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場までの距離及び道路法第 3 条の一般国道、都道府県道又は市町村道と当該道路から自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に至る道路との交差点から屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件までの距離を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第3号様式（第7条関係）

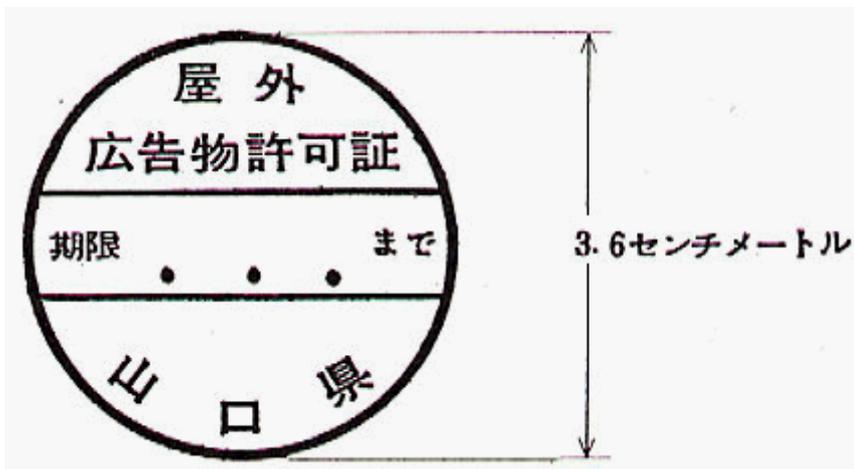


おおむね面積が2平方メートル以上の屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に使用する。



おおむね面積が2平方メートル未満の屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に使用する。

第4号様式（第7条関係）



（表）

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

土木事務所長 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

㊞

（電話 局 番）

屋外広告物の表示

下記のとおり 屋外広告物を掲出する物件の設置 の許可

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の表示及び設置

の更新を受けたいので、山口県屋外広告物条例第9条第3項の規定により申請します。

記

許 可	年 月 日	年 月 日	
	指令番号		
種類及び数量	貼り紙又はこれに類するもの		枚
	立 看 板		枚
	広告幕又はこれに類するもの		枚
	気 球 広 告		() 個
	電柱若しくは街灯柱を 利用する屋外広告物又 はこれを掲出する物件	突出し広告	() 個
		巻付け広告 又は直塗り 広告	() 枚
上記以外の貼り札その他の屋外広告 物又は屋外広告物を掲出する物件 (種類)		() 枚 (個、基)	
表 示 面 積	m ²		
表示又は設置 の場所			
表示又は設置 の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

(裏)

山 口 県 収 入 証 紙 貼 付 け 欄

(消 印 し な い こ と。)

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものである場合にあつては、「種類及び数量」欄の()内にその数量を再掲すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（表）
変更
屋外広告物 許可申請書
改造

年 月 日

土木事務所長 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

（電話 局 番）

屋外広告物の表示

変更

下記のとおり屋外広告物を掲出する物件の設置

の 許可を受けた

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件

改造

いので、山口県屋外広告物条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許 可	年 月 日	年 月 日	
	指令番号		
種類及び数量	はり紙又はこれに類するもの	枚	
	立 看 板	枚	
	広告幕又はこれに類するもの	枚	
	気 球 広 告	() 個	
	電柱若しくは街灯柱を利用する屋外広告物又はこれを掲出する物件	突出し広告	() 個
		巻付け広告又は直塗り広告	() 枚(個)
上記以外のはり札その他の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件 (種類)		() 枚 (個、基)	
表 示 面 積		㎡	
材 料			
表示又は設置の場所			
表示又は設置の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
変更又は改造の理由			

(裏)

山口県収入証紙貼り付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

変更又は改造後の形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙又はこれに類するものにあつては、現物）

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものである場合にあつては、「種類及び数量」欄の（ ）内にその数量を再掲すること。
- 3 「表示面積」欄及び「材料」欄は、変更又は改造後の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

土木事務所長 様

郵便番号
報告者 住 所
氏 名

（電話 局 番）

㊞

下記のとおり屋外広告物の点検を行つたので、山口県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

種 類				
表示又は設置の場所				
表示又は設置の年月日			点検年月日	
点 検 者	住 所	（電話 局 番）		
	氏 名			
	資 格	1 屋外広告士 2 1級建築士 3 2級建築士 4 建築物調査員 5 その他（ ）		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有 無	異常がある場合の改善措置の要否及びその内容	
			改善措置	改善措置の内容（不要の場合は、その理由を記入すること。）
上基 部 礎 構 部 造	1 上部構造物全体の傾斜又はぐらつき	有・無	要・不要	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・無	要・不要	
	3 鉄骨のさび又は塗装の劣化	有・無	要・不要	
支 持 部	1 鉄骨接合部の溶接部又はプレートの劣化、変形又は隙間	有・無	要・不要	
	2 鉄骨接合部のボルト、ナット、ねじ等の緩み又は欠落	有・無	要・不要	
取 付 部	1 アンカーボルト又は取付部プレートの劣化又は変形	有・無	要・不要	
	2 溶接部又はコーキングの劣化	有・無	要・不要	
	3 取付対象部の柱、壁若しくはスラブ又は取付部周辺の異常	有・無	要・不要	
広 告 板	1 表示面板、切り文字等の劣化、破損若しくは変形又はナット、ねじ等の欠落	有・無	要・不要	
	2 側板又は表示面板押さえの劣化、破損又は変形	有・無	要・不要	
	3 広告板底部の劣化又は水抜き孔の詰まり	有・無	要・不要	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯	有・無	要・不要	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有・無	要・不要	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有・無	要・不要	
そ の 他	1 装飾品、振れ止め棒、鳥よけその他の附属品の劣化又は破損	有・無	要・不要	
	2 避雷針の劣化又は破損	有・無	要・不要	
	3 その他点検した事項（ ）	有・無	要・不要	

添付書類

- 1 点検者の資格を証する書面
 - 2 点検後の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の全体の状況及び各点検箇所の点検項目の状況が分かる写真
 - 3 改善措置を講じた場合にあつては、改善措置の前後の状況が分かる写真
- 注
- 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 「資格」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 該当する点検箇所又は点検項目がない場合にあつては、「異常の有無」欄に斜線を引くこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式（第11条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
上記の者は、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号） 第15条第2項の規定により屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を 除却する者であることを証明します。
年 月 日発行
山口県知事 印

（裏）

山口県屋外広告物条例抜粋
（措置命令）
第15条（第1項省略）
2 知事は、前項の規定により措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。
3 前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第8号様式の2（第11条の2関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 職氏名	
<p>上記の者は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項及び山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号）第17条第2項の規定により屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を除却する者であることを証明します。</p>	
年 月 日発行	
山口県知事	
印	

(裏)

屋外広告物法抜粋

(違反に対する措置)

第7条 (第1項から第3項まで省略)

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けない

で表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

山口県屋外広告物条例抜粋

(除却命令)

第17条 (第1項省略)

2 知事は、前項の規定により除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 法第7条第4項又は前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

第8号様式の3（第11条の4関係）

保 管 物 件 一 覧 簿

整理番号	保管した物件		保管した物件の放置されていた場所	保管した物件を 除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式の4（第11条の5関係）

受 領 書

年 月 日

山口県知事 様

返還を受けた者 住 所
氏 名



下記のとおり 広告物又は広告物を掲出する物件
 広告物又は広告物を掲出する物件を売却した代金
 の返還を受けました。

記

返還を受けた日時	年 月 日 時 分		
返還を受けた場所			
返還を受けた広告物又は 広告物を掲出する物件	整理番号	名称又は種類	数 量
返還を受けた代金の額	円		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式の5（第11条の6関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
上記の者は、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号） 第17条の8第1項の規定により立入検査等をする職員であることを証明 します。
年 月 日発行
山口県知事 印

（裏）

山口県屋外広告物条例抜粋
（立入検査等）
第17条の8 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物 を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを 管理する者に対し、広告物又は広告物を掲出する物件に関し報告若し しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは広告物を掲 出する物件のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告 物を掲出する物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで きる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者に提示しなければならない。
（第3項省略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

表示者
屋外広告物設置者
管理者

設置届
変更

年 月 日

土木事務所長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^①
（電話 局 番）

表示者 設置
次のおり設置者を 変更 しましたので、山口県屋外広告物条例第19条 第1項 の
管理者 第2項

規定によりお届けします。

屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件又は屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の許可年月日及び番号			年	月	日		
			指令	土第	号		
表示者、 設置者 又は管理者	新	住所	市	町	大字	字 番地	
		住所	郡	村			
	旧	氏名	（電話 局 番）				
		住所	市	町	大字	字 番地	
		住所	郡	村			
		氏名					

屋 外 広 告 物 滅 失 届

年 月 日

土木事務所長 様

申請者 住所（法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名）
（電話 局 番）

屋外広告物

次のとおり屋外広告物を掲出する物件 が滅失しましたので、山
屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件
口県屋外広告物条例第19条第3項の規定によりお届けします。

屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件又は屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 土第 号
滅 失 年 月 日	年 月 日
滅 失 の 理 由	

注 許可の証票の交付を受けている場合には、当該許可の証票を添えて届け出ること。

表示者 氏名
屋外広告物設置者の名称変更届
管理者 住所

年 月 日

土木事務所長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）[㊤]
（電話 局 番）

表示者 氏名

次のとおり設置者の名称を変更しましたので、山口県屋外広告物条例第19条第
管理者 住所

4項の規定によりお届けします。

屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件又は屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の許可年月日及び番号			年 月 日				指令 土第 号	
表示者、 設置者 又は管理者	氏名	新	(電話 局 番)					
		旧						
	住所	新	市 町 大字 字 番地 郡 村					
		旧	市 町 大字 字 番地 郡 村					

(表)

登録
屋外広告業 申請書
更新登録

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

申請者

商号及び氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊞
(電話 局 番)

登 録

下記のとおり屋外広告業の 更新の登録を受けたいので、山口県屋外広告物条例第22条

第1項

条の規定により、関係書類を添えて申請します。

第3項

記

山口県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者の氏名	名 称 (電 話 番 号)	所 在 地 (郵 便 番 号)	業 務 主 任 者 の 氏 名
申請者が法人である場合の役員の職名及び氏名	職 名	氏 名	
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法定代理人が法人である場合の役員の職名及び氏名	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話 局 番)	
	法定代理人が法人である場合の役員の職名及び氏名	職 名	氏 名
営業の開始年月日	年 月 日		
取り扱う主たる広告物の種類			
登録年月日及び登録番号	年 月 日 山口県屋外広告業登録第 号		
他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

(裏)

山 口 県 収 入 証 紙 貼 付 け 欄

(消 印 し な い こ と。)

添付書類

- 1 山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 2 登録申請者の住民票の写し及び略歴を記載した書面（法人にあつては、登記事項証明書）
- 3 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面
- 4 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面）
- 5 登録申請者が選任した業務主任者が山口県屋外広告物条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し

注 「登録年月日及び登録番号」欄は、更新の登録の申請の場合のみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

商号及び氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕[㊞]

(電話 局 番)

次のとおり屋外広告業の登録事項に変更があつたので、山口県屋外広告物条例第22条の5第1項の規定によりお届けします。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 山口県屋外広告業登録第 号
変更前の内容	
変更後の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

添付書類

- 1 山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 2 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (1) 商号、氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
 - (2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称又は所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
 - (3) 法人の役員の氏名の変更 登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面
 - (4) 未成年者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の氏名）の変更 法定代理人の住民票の写し及び略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び略歴を記載した書面）
 - (5) 業務主任者の氏名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が山口県屋外広告物条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

屋外広告業廃業等届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所 } 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 ®

（電話 局 番）

次のとおり屋外広告業について廃業等があつたので、山口県屋外広告物条例第22条の7第1項の規定によりお届けします。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 山口県屋外広告業登録第 号
商号及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	（郵便番号） （電話 局 番）
届出理由の生じた日	年 月 日
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 廃止
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※整理番号	
-------	--

屋外広告物講習会受講申込書

平成 年 月 日

山口県知事 様

写真(縦5.5センチメートル、横4センチメートルとし、申込前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

住所
氏名
生年月日 年 月 日生
勤務先
(電話 局 番)

次のとおり屋外広告物講習会を受講したいので、山口県屋外広告物条例施行規則第15条の規定により申し込みます。

受講科目	1 屋外広告物に関する法令	2 屋外広告物の表示に関する事項	3 屋外広告物の施工に関する事項
受講科目の3について免除の資格の有無	有	・	無

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

- 注 1 「受講科目」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 2 受講科目の3について受講の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面を添付すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号）
第23条第1項に規定する講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

山口県知事

第17号様式（第18条の2関係）

屋外広告業登録標識	
商号及び氏名（法人にあつては、その名称）	
法人である場合の代表者の氏名	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 山口県屋外広告業登録第 号
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

備考 標識の大きさは、縦21センチメートル以上、横29.7センチメートル以上とする。

(参考様式：誓約書)

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

商号及び氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ⑨

(電話 局 番)

登録申請者、登録申請者の役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合に
あつてはその役員）は、山口県屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であることを誓約します。

山口県屋外広告物条例抜粋

(登録の拒否)

第22条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条
の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があ
り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第25条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年
を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をい
う。以下同じ。）で法人であるものが第25条の2第1項の規定により登録を取り消
された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員で
あつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

(3) 第25条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過し
ない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が
前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第22条の2第1項第2号の営業所ごとに第24条第1項に規定する業務主任者を
選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、そ
の旨を登録申請者に通知しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(参考様式：略歴書)

本人
法人の役員
法定代理人
の略歴書

登録申請者
法定代理人（法人）の役員

住所	郵便番号()		
	電話番号()		
ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	
略歴	期間 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容	
行政処分等	年 月 日	行政処分等の内容	
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日			
			氏名 印

- 備考 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、いずれか該当するものに○で囲むこと。
- 2 「略歴」の欄は、次の区分により記入すること。
- (1) 本人の場合「屋外広告業に従事した期間及び業務の概要」
 - (2) 法人の役員の場合「屋外広告業に従事した期間及び職務の内容」
 - (3) 法定代理人が親権者である場合「本人との続柄」
親権者以外である場合「法定代理人となった期間及び原因」
 - (4) 法定代理人(法人)の役員の場合「当該役員が役員に就任した期間及び職務の内容並びに当該法人が法定代理人となった期間及び原因」
- 3 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく条例若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は同法に基づく条例の規定による処分を受けた経歴について記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(参考様式：帳簿)

注文者名称			
注文者住所			
広告物の表示 又は設置場所			
表示又は設置 した物件	名称又 は種類		数量
表示又は設置 の年月日	年 月 日		
請負金額	円		
備考	(広告内容及び設置場所の詳細、地図等)		

山口県使用料手数料条例（抜粋）

昭和31年3月27日
山口県条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条第1項の規定に基づき、法第225条の規定による使用料及び法第227条の規定による手数料について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（使用料及び手数料の徴収等）

第2条 県は、法第225条及び第227条の規定に基づき、法第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用若しくは公の施設の利用又は特定の者のためにする事務につき、別表第1に定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。

～（略）～

別表第1（第2条関係）

8 土木建築部関係使用料手数料

～（略）～

19 屋外広告業の登録に関する事務

屋外広告業登録申請手数料（最近改正平成26年4月1日）

区 分	単 位	金 額
屋外広告業の登録	1件につき	10,000円

20 屋外広告物講習会の開催に関する事務

屋外広告物講習会受講手数料（最近改正平成21年4月1日）

区 分	単 位	金 額
	1人につき	3,450円

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域

昭和42年3月1日
山口県告示第156号の2

改正 昭和44年 7月26日告示第563号 昭和45年 4月 1日告示第350号
昭和47年 4月28日告示第345号 昭和48年12月 1日告示第906号
昭和49年 9月27日告示第752号 昭和49年11月 1日告示第866号の2
昭和50年 2月27日告示第175号 昭和50年 3月10日告示第220号
昭和50年 4月 1日告示第322号 昭和50年 6月 6日告示第539号
昭和50年 9月30日告示第833号 昭和50年12月26日告示第1104号
昭和53年 4月 4日告示第323号 昭和61年 5月23日告示第447号
平成 3年 3月22日告示第270号 平成 4年 3月31日告示第305号
平成 6年 3月31日告示第264号 平成 7年12月 1日告示第816号
平成 9年 3月18日告示第233号 平成11年11月 2日告示第734号
平成12年 5月30日告示第356号 平成13年 3月30日告示第264号
平成13年 6月 1日告示第401号 平成14年 3月22日告示第135号
平成15年 3月28日告示第168号 平成15年 4月11日告示第212号
平成15年 9月30日告示第491号 平成15年11月28日告示第584号
平成16年 8月31日告示第475号 平成16年 9月21日告示第516号
平成16年 9月21日告示第517号 平成16年10月29日告示第585号
平成17年 2月25日告示第101号 平成17年 3月 1日告示第114号
平成17年 3月 8日告示第128号 平成17年 4月 1日告示第231号
平成17年 4月22日告示第265号 平成17年 9月27日告示第516号
平成17年 9月30日告示第535号 平成17年10月25日告示第574号
平成18年 2月24日告示第 83号 平成19年 5月 1日告示第227号
平成20年 3月 4日告示第 97号 平成20年 3月21日告示第128号
平成20年10月 7日告示第481号 平成21年 3月31日告示第150号
平成22年 1月16日告示第 12号 平成22年 2月19日告示第 64号
平成23年 3月31日告示 号外-9 平成24年 3月23日告示第 88号
平成25年 3月 8日告示第 81号 平成27年 3月10日告示第 86号
令和 元年 8月 6日告示第121号 令和 2年 3月24日告示第 90号

山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第3条の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域を次のとおり指定する。

1 条例第3条第1号の規定により指定する地域

名 称	所 在 地	地 域
琴崎八幡宮風致地区	宇部市大字上宇部	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた地域
常盤 〃	宇部市	〃
亀浦 〃	〃 大字沖宇部	〃
岩鼻 〃	〃 大字藤曲	〃
鍋倉山 〃	宇部市	〃
黄幡 〃	〃 大字小串	〃
維新山 〃	〃 大字中字部	〃
錦帯橋 〃	岩国市	都市計画法第2章の規定により定められた地域（錦川左岸の地域（次の図のとおり）を除く。）
江湖 〃	山陽小野田市大字高畑	都市計画法第2章の規定により定められた地域
菩提寺山 〃	〃 大字有帆	〃
縄地ヶ鼻 〃	〃 大字西高泊	〃
龍王山 〃	〃 大字小野田	〃
本山岬 〃	〃 〃	〃
鴻南 〃	山口市	〃

櫛原如意寺地区緑地保全地区	宇部市大字櫛原及び大字如意寺	〃
柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区	柳井市柳井津	〃

（「次の図」は省略し、土木建築部都市計画課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 条例第3条第2号の規定により指定する地域

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲

種別	名称	所在地	地域
重要文化財	洞春寺観音堂	山口市上宇野令	洞春寺の境内地
	〃 山門	〃 〃	〃
	八坂神社本殿	〃 上堅小路	八坂神社の境内地
	今八幡宮楼門	〃 八幡馬場	今八幡宮の境内地
	〃 拝殿	〃 〃	〃
	〃 本殿	〃 〃	〃
	古熊神社拝殿	〃 上宇野令	古熊神社の境内地
	〃 本殿	〃 〃	〃
	平清水八幡宮本殿	〃 平井	平清水八幡宮の境内地
	龍福寺本堂	〃 大殿大路	龍福寺の境内地
	関伽井坊多宝塔	下松市大字末武上字八幡山	花岡八幡宮の境内地
	月輪寺薬師堂	山口市徳地上村	月輪寺の境内地
	石城神社本殿	光市大字塩田	石城神社の境内地
	旧目加田家住宅	岩国市横山	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地
	国森家住宅	柳井市柳井津	〃
	早川家住宅	長門市通	〃
	山口県旧県庁舎及び県会議事堂	山口市滝町1番1号	〃
	国分寺金堂	防府市国分寺町	国分寺の境内地
	正八幡宮 本殿 拝殿 楼門及び庁屋	山口市秋穂西	正八幡宮の境内地
	吉香神社 本殿 拝殿及び弊殿 神門 鳥居	岩国市横山二丁目8番5号	吉香神社の境内地
宇部市渡辺翁記念会館	宇部市朝日町8番1号	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地	
四階楼	熊毛郡上関町大字室津字築出町868番地の1	〃	
有近家住宅	山口市徳地八坂	〃	

(2) 文化財保護法第27条第2項の規定により指定された建造物の周囲

種別	名称	所在地	地域
国宝	瑠璃光寺五重塔	山口市上宇野令	瑠璃光寺の境内地

(3) 文化財保護法第78条第1項の規定により指定された物件の周囲

種別	名称	所在地	地域
重要有形民俗文化財	赤崎神社楽棧敷	長門市東深川字土井ノ内2688番地	赤崎神社の境内地

久賀の石風呂	大島郡周防大島町大字久賀	文化財保護法第78条第1項の規定により指定されたものから30メートル以内の地域
岸見の石風呂	山口市徳地岸見字下八幡824番地	〃
阿弥陀寺湯屋	防府市阿弥陀寺	〃

(4) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された地域

種 別	名 称	所 在 地	地 域
史 跡	陶陶窯跡	山口市陶字向田967番地	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された地域
	大村益次郎墓	〃 鑄銭司	〃
	敷山城跡	防府市大字牟礼字倉掛	〃
	周防国衙跡	〃 大字東佐波令	〃
	大日古墳	〃 大字高井字大日	〃
	周防国分寺旧境内	〃 大字東佐波令字瑠璃地	〃
	青海島鯨墓	長門市通字向町	〃
	茶臼山古墳	柳井市柳井字向山	〃
	石城山神籠石	光市字石城	〃
	野谷石風呂	山口市徳地野谷	〃
	村田清風旧宅及び墓	長門市三隅下	〃
	周防鑄銭司跡	山口市鑄銭司	〃
	萩藩主毛利家墓所	山口市香山町	〃
	白須たたら製鉄遺跡	阿武郡阿武町大字惣郷字白須西平	〃
	朝田墳墓群	山口市朝田字赤岸 〃 吉敷字上南谷	〃
	大内氏遺跡	〃 大殿大路字竹原 〃 上堅小路字築山 〃 上字野令字高嶺	〃
	附凌雲寺跡	〃 中尾	〃
	萩往還	山口市 防府市	〃
	周防灘干拓遺跡 高泊開作浜五挺唐樋 名田島新開作南蛮樋	山陽小野田市大字西高泊 山口市名田島	〃
	長登銅山跡	美祢市	〃
史跡及び名勝	常栄寺庭園	山口市宮野下字平野	〃
名 勝	錦帯橋	岩国市	〃
	長門峡	山口市	〃
	宗隣寺庭園	宇部市大字小串射場ノ元	〃
	毛利氏庭園	防府市多々良一丁目	〃
	常德寺庭園	山口市阿東蔵目喜	〃
名勝及び天然記念物	青海島	長門市	〃
	俵島	長門市油谷向津具下字俵島	〃
天然記念物	峨嵋山樹林	光市大字室積村字普賢山	〃
	万倉の大岩郷	美祢市伊佐町大字奥万倉字二の牛が峠	〃
	吉部の大岩郷	宇部市大字西吉部字大岩郷	〃
	景清穴	美祢市美東町赤字佐山	〃
	大正洞	〃 〃 〃	〃
	中尾洞	〃 秋芳町青景字中尾	〃

天然記念物 及び名勝	龍宮の潮吹	長門市油谷津黄	〃
---------------	-------	---------	---

(5) 文化財保護法第109条第2項の規定により指定された地域

種 別	名 称	所 在 地	地 域
特別天然記念物	秋芳洞	美祢市	文化財保護法第109条第2項の規定により指定された地域
	秋吉台	〃	〃

3 条例第3条第3号の規定により指定する地域

(1) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲

種 別	名 称	所 在 地	地 域
山口県指定 有形文化財	清水寺 山王社本殿 観音堂	山口市宮野下1127番地	清水寺の境内地
	山田家本屋	周南市大字湯野4202番地 の2	山口県文化財保護条例第4条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	周防国分寺楼門	防府市大字東佐波令 2578番地の3	国分寺の境内地
	香川家長屋門	岩国市横山324番地	山口県文化財保護条例第4条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	源久寺 宝篋印塔	山口市仁保下郷	源久寺の境内地
	二尊院 五輪塔	長門市油谷向津具下	二尊院の〃
	岩国学校校舎	岩国市岩国三丁目3434 番地の2	山口県文化財保護条例第4条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	極楽寺薬師堂	岩国市周東町高森	極楽寺の境内地
	法泉寺厨子	宇部市大字檢小野321 番地	法泉寺の〃
	護国寺笠塔婆	防府市本橋町820番地	護国寺の〃
	大寧寺本堂	長門市深川湯本1074番 地の1	大寧寺の〃
	西圓寺 本堂 山門	〃 仙崎2118番地の 1	西圓寺の〃
	浄西寺石塔婆	大島郡周防大島町大字 油宇1176番地	浄西寺の〃
	徳修館	周南市大字安田569番地 の1	山口県文化財保護条例第4条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	防府天満宮の石大 鳥居	防府市松崎町69番地	防府天満宮の境内地
	旧山口藩庁門	山口市滝町1番1号	山口県文化財保護条例第4条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	旧伊藤博文邸	光市大字東荷2317番地 の2	〃
	旧上関番所	熊毛郡上関町大字長島 629番地	〃
	河村写真館	山口市上堅小路103	〃
	旧吉川家岩国事務 所	岩国市横山二丁目7番2 3号	〃

(2) 山口県文化財保護条例第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲

種 別	名 称	所 在 地	地 域
山口県指定 有形民俗文 化財	芦河内薬師堂	宇部市大字芦河内775番地	山口県文化財保護条例第32条第1項の 規定により指定された建造物の敷地
	土手町南蛮樋	熊毛郡平生町大字平生町 字土手町	〃

(3) 山口県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された地域

種 別	名 称	所 在 地	地 域
山口県指定 史跡	野村望東尼終焉の宅跡及 び墓	防府市三田尻本町201の1及び 桑山一丁目1936の1	山口県文化財保護条例第 37条第1項の規定によ り指定された地域
	潮音洞	周南市大字鹿野上字鏡地字大 地庵	〃
	白鳥古墳附陪塚及び周濠	熊毛郡平生町大字佐賀字森の 下上	〃
	小野田セメント徳利窯	山陽小野田市大字小野田6276 番地	〃
	日置町峠山の須恵器窯跡	長門市日置下280番地	〃
	霜降城跡	宇部市大字吉見	〃
	大内義隆主従の墓所	長門市深川湯本	〃
	大寧寺境内	長門市深川湯本	〃
	後井古墳	熊毛郡田布施町大字宿井	〃
	岩田遺跡	〃 平生町大字佐賀	〃
	神花山古墳	〃 〃 〃 1199番 地の1	〃
	百谷窯跡	山口市小郡下郷	〃
	末原窯跡群	美祢市美東町赤1579番地	〃
	御山神社経塚	阿武郡阿武町大字惣郷93番地	〃
	大内氷上古墳	山口市大内御掘348番地	〃
	勝栄寺土塁及び旧境内	周南市大字富田	〃
	若山城跡	〃 大字夜市 〃 大字福川	〃
	防府天満宮大専坊跡	防府市松崎町75番地	〃
	岩国藩主吉川家墓所	岩国市横山一丁目256番2	〃
	国森古墳	熊毛郡田布施町大字川西	〃
長光寺山古墳	山陽小野田市大字群字弥ヶ迫	〃	
萩焼深川古窯跡群	長門市深川湯本	〃	
荒滝山城跡	宇部市大字東吉部	〃	
名 勝	寂地峡	岩国市錦町宇佐地	〃
	弥栄峡	岩国市	〃
	普賢寺庭園	光市大字室積村3888番地	〃
	松巖院庭園	岩国市藤生町五丁目504番地	〃
天然記念物	熊野神社のツルマンリョ ウ自生地	宇部市大字山中字上市	〃
	水無瀬島のアコウ自生地 帯	大島郡周防大島町大字沖家室 島	〃
	二位の浜ハマオモト群落	長門市日置上字西ヶ浴1026番 地の1	〃
	日吉神社のオガタマノキ 巨樹群	〃 油谷角山728番地	〃
	山口市稔畑のノハナショ ウ自生地	山口市下小鯖4549番地	〃

長門市一位が岳のベニドウダン自生地	長門市俵山字一位岳3948番の1	〃
岩国市二鹿のツクシシヤクナゲ群生地	岩国市二鹿字治郎迫534番地	〃
鹿野町秘密尾の氷見神社社叢	周南市大字須万	〃
岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群	岩国市楠町一丁目595番地の1地先堤とう敷	〃
大原のシヤクナゲ群生地	〃 錦町大原	〃
宇佐八幡宮のスギ巨樹群	〃 錦町宇佐	〃
姫島樹林	阿武郡阿武町大字宇田1291番地の1	〃
牛島のモクゲンジ群生地	光市大字牛島	〃
八島与崎のカシワ・ビヤクシン群落	熊毛郡上関町大字八島	〃

4 条例第3条第4号の規定により指定する地域

所在地	地域
宇部市	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林の地域
岩国市	〃
山口市阿東蔵目喜	〃
〃 阿東生雲中及び阿東篠目	〃

5 条例第3条第5号の規定により指定する区間
道路の区間（道路に接続する家屋連たん10戸以上の区間を除く。）

種類	路線名	区間	
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	1 広島県境から岩国市を經由して島根県境までの間 2 島根県境から下関市と美祢市との境界線までの間	
	山陽自動車道	吹田山口線	広島県境から山口市大字黒川字酒尾2832の2地先までの間
		宇部下関線	宇部市大字東岐波字植松東702の8地先から下関市と山陽小野田市との境界線までの間
一般国道	2号	1 岩国市県道藤生停車場錦帯橋線との交差点から下松市県道下松鹿野線との交差点までの間 2 下松市県道下松新南陽線との交差点から周南市同県道との交差点までの間 3 周南市戸田橋東詰から下関市と山陽小野田市との境界線までの間	
	9号	島根県境から山口市県道小郡三隅線との交差点までの間	
	187号	岩国市一般国道2号との分岐点から島根県境までの間	
	188号	1 下松市一般国道2号との交差点から光市光駅前との交差点までの間 2 光市市道戸仲森ヶ峠線との交差点から柳井市田布呂木橋東詰までの間 3 柳井市市道港樋の上線との交差点から岩国市南岩国駅前までの間 4 岩国市今津町六丁目135地先から同市海土路町二丁目44地先までの間	
	190号	1 山口市一般国道190号の起点から宇部市市道常盤公園江頭線の起点との交差点までの間 2 山陽小野田市厚狭川橋東詰から同市一般国道190号の終点までの間	
	191号	1 下関市と長門市との境界線から萩市三見と長門市三隅上との境界線までの間 2 萩市大井と阿武郡阿武町大字奈古との境界線から萩市大字須佐と阿武郡阿武町大字惣郷との境界線までの間 3 長門市三隅中字大島1619の1地先から萩市三見と長門市三隅中との境界線までの間	

	262号	<ul style="list-style-type: none"> 1 萩市と山口市との境界線から山口市一般国道9号との交差点までの間 2 山口市桜島一丁目一般国道9号との分岐点から防府市第一勝坂橋北詰までの間 3 山口市宮野下字下滑2086の48地先から同市桜島一丁目2424の1地先までの間
	315号	<ul style="list-style-type: none"> 1 周南市一般国道315号の起点から萩市と山口市との境界線までの間 2 萩市大字片俣と阿武郡阿武町大字福田上との境界線から萩市大字弥富上と阿武郡阿武町大字福田上との境界線までの間
	316号	<ul style="list-style-type: none"> 1 長門市観月橋北詰から同市深川湯本字休石2491地先までの間 2 美祢市一般国道435号との分岐点から山陽小野田市一般国道316号の終点までの間
	376号	<ul style="list-style-type: none"> 1 山口市一般国道376号の起点から周南市一般国道315号との交差点までの間 2 周南市一般国道315号との分岐点から岩国市一般国道376号の終点までの間
	434号	<ul style="list-style-type: none"> 1 周南市一般国道434号の起点から岩国市一般国道187号との交差点までの間 2 岩国市一般国道187号との分岐点から広島県境までの間
	435号	<ul style="list-style-type: none"> 1 山口市良城橋東詰から美祢市伊佐町伊佐字一の内川2085の6地先までの間 2 美祢市美晴橋南詰から下関市と美祢市との境界線までの間
	437号	<ul style="list-style-type: none"> 1 大島郡周防大島町県道橋東和線との交差点から柳井市一般国道188号との交差点までの間 2 柳井市神代字長廻1681の1地先から岩国市一般国道437号の終点までの間
	489号	<ul style="list-style-type: none"> 1 周南市一般国道489号の起点から同市一般国道376号との交差点までの間 2 山口市一般国道376号との分岐点から山口市一般国道489号の終点までの間
	490号	<ul style="list-style-type: none"> 1 宇部市市道南側請川線との交差点から同市一般国道2号との交差点までの間 2 宇部市一般国道2号との分岐点から萩市と美祢市との境界線までの間 3 美祢市美東町綾木字宝神1169の22地先から同市中国縦貫自動車道との交差点までの間
	491号	<ul style="list-style-type: none"> 1 下関市と長門市との境界線から同市一般国道491号の終点までの間 2 長門市県道下関長門線との交差点から同市一般国道316号との交差点までの間
県道	大島環状線	<ul style="list-style-type: none"> 1 大島郡周防大島町県道大島環状線の起点から同郡同町一般国道437号との交差点までの間 2 大島郡周防大島町一般国道437号との分岐点から同郡同町県道大島環状線の終点までの間
	山口宇部線	山口市県道山口宇部線の起点から宇部市一般国道190号との交差点までの間
	岩国玖珂線	<ul style="list-style-type: none"> 1 岩国市新愛宕橋南詰から同市県道岩国玖珂線の終点までの間 2 岩国市牛野谷町三丁目一般国道188号との交差点から同市牛野谷町一丁目103の1地先までの間
	宇部防府線	宇部市県道宇部防府線の起点から山口市県道山口小郡秋穂線との交差点までの間
	小郡三隅線	<ul style="list-style-type: none"> 1 山口市県道小郡三隅線の起点から美祢市一般国道490号との交差点までの間 2 美祢市一般国道490号との分岐点から長門市県道小郡三隅線の終点までの間

小野田美東線	1 美祢市一般国道490号との分岐点から同市県道小郡三隅線との交差点までの間 2 美祢市県道小郡三隅線との分岐点から同市県道小野田美東線の終点までの間
萩秋芳線	1 萩市と美祢市との境界線から美祢市一般国道490号との交差点までの間 2 美祢市一般国道490号との分岐点から同市県道萩秋芳線の終点までの間
下関美祢線	下関市と美祢市との境界線から同市県道下関美祢線の終点までの間
下関長門線	1 下関市と長門市との境界線から同市一般国道316号との交差点までの間 2 長門市一般国道316号との分岐点から同市県道下関長門線の終点までの間
防府環状線	防府市大字西浦字十一十二割2880の1地先から同市大字台道字森ノ下4833の1地先までの間
橋東和線	1 大島郡周防大島町県道橋東和線の起点から同郡同町同県道の終点までの間 2 大島郡周防大島町大字平野字道免708の1地先から同郡同町大字西方字湯田2454の1地先までの間
藤生停車場錦帯橋線	1 岩国市県道藤生停車場錦帯橋線の起点から同市一般国道188号との交差点までの間 2 岩国市南岩国町五丁目一般国道188号との分岐点から同市藤生町三丁目118の36地先までの間 3 岩国市海土路町一丁目一般国道188号との分岐点から同市御庄県道岩国玖珂線との交差点までの間 4 岩国市県道玖珂線との分岐点から同市錦帯橋東南詰までの間
巖島早間田線	山口市県道巖島早間田線の起点から同市同県道の終点までの間
山口阿知須宇部線	山口市一般国道2号との分岐点から同市市道海岸線との交差点までの間
船木津布田線	1 宇部市船木津布田線の起点から山陽小野田市厚狭大橋西詰までの間 2 山陽小野田市山陽本線との交差点から同市県道船木津布田線の終点まで
長門三隅線	長門市県道長門三隅線の起点から同市同県道の終点までの間
江崎陶線	1 山口市県道江崎陶線の起点から同市県道伊佐吉部山口線との交差点までの間 2 山口市昭和橋東詰から同市県道江崎陶線の終点までの間
大海秋穂二島線	県道大海秋穂二島線の起点から終点までの間

6 条例第3条第6号の規定により指定する地域

(1) 道路から展望することができる地域

5の道路の区間に接続する両側それぞれ100メートル（高速自動車国道にあつては、500メートル）以内の地域

(2) 鉄道等から展望することができる地域（線路（線路に接続する道路を含む。）に接続する家屋連たん10戸以上の区間を除く。）

鉄 道

路線の名称	所在地	地 域
山陽新幹線	玖珂郡和木町から山陽小野田市まで	山口県内における線路に接続する両側それぞれ500メートル以内の地域
山陽本線	玖珂郡和木町から山陽小野田市まで	山口県内における線路に接続する両側それぞれ100メートル以内の地域
山陰本線	阿武郡阿武町から長門市まで（萩市の区域内の区間を除く。）	〃
山口線	山口市の区域内の区間	山口市新山口駅から島根県境までの線路に接続する両側それぞれ100メートル以内の地域

美祢線	山陽小野田市から長門市まで	山陽小野田市厚狭駅から長門市長門市駅までの線路に接続する両側それぞれ100メートル以内の地域
-----	---------------	--

7 条例第3条第8号の規定により指定する地域
湖沼及びその付近の地域

名 称	所 在 地	地 域
小野湖	宇部市	水面及び常時満水面水際から200m以内の地域
長沢の池	山口市及び防府市	〃
向道湖	周南市大字大向	〃
川上ダムの貯水池	〃 大字川上	〃
菅野ダムの貯水池	〃 大字中須北	〃

8 条例第3条第9号の規定により指定する地域
駅前広場

名 称	所 在 地	地 域
J R 宇部駅前広場	宇部市大字際波字新堀	駅前広場
〃 宇部新川駅前広場	〃 松島町	〃
〃 山口駅前広場	山口市上宇野令	〃
〃 徳山駅前広場	周南市御幸通二丁目	徳山駅表口の駅前広場
	〃 住崎町	徳山駅新幹線口の駅前広場
〃 防府駅前広場	防府市戎町一丁目	防府駅北口の駅前広場
	〃 〃、中央町及び駅南町	防府駅南口の駅前広場
〃 下松駅前広場	下松市北斗町	下松駅北口の駅前広場
	〃 大字西豊井字喜重屋	下松駅南口の駅前広場
〃 岩国駅前広場	岩国市麻里布町一丁目	駅前広場
〃 小野田駅前広場	山陽小野田市大字東高泊字東一の割	〃
〃 光駅前広場	光市虹ヶ浜町	〃
〃 長門市駅前広場	長門市東深川	長門市駅北口及び南口の駅前広場
〃 柳井駅前広場	柳井市中央二丁目	駅前広場
〃 美祢駅前広場	美祢市大嶺町	〃
〃 田布施駅前広場	熊毛郡田布施町大字沼野字二本松	〃
〃 新山口駅前広場	山口市小郡下郷	新山口駅北口及び南口の駅前広場
〃 厚狭駅前広場	山陽小野田市大字厚狭	厚狭駅北口の駅前広場
	〃 大字山川及び大字厚狭	厚狭駅南口の駅前広場
〃 新岩国駅前広場	岩国市御庄	〃

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない
電柱又は街灯柱の指定

昭和42年3月1日
山口県告示第156号の3

山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第4条第1項第4号の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない電柱又は街灯柱を次のとおり指定する。

- 1 条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間内の交差点（当該道路に交差する道路の幅員が2メートル未満のものを除く。）から30メートル以内の道路上に設置されたもの
- 2 道路の分離帯及び交差路上の路上施設に設置されたもの
- 3 橋りょうに設置されたもの
- 4 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の禁止地域に関する告示（昭和42年山口県告示第156号の2）2及び3の区域から30メートル以内に設置されたもの
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に準ずる公園に設置されたもの

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定

昭和42年3月1日
山口県告示第156号の4

改正 昭和45年 4月 1日告示第351号 昭和47年 4月28日告示第346号
昭和48年12月 1日告示第907号 昭和50年 3月10日告示第221号
昭和61年 5月23日告示第448号 平成 6年 3月31日告示第265号
平成 7年12月 1日告示第817号 平成 9年 3月18日告示第234号
平成11年11月 2日告示第735号 平成13年 6月 1日告示第402号
平成14年 3月22日告示第136号 平成15年 4月11日告示第213号
平成15年11月28日告示第585号 平成17年 2月25日告示第102号
平成17年 9月30日告示第536号 平成17年10月25日告示第575号
平成19年 5月 1日告示第228号 平成20年 3月21日告示第129号
平成20年10月 7日告示第482号 平成24年 3月23日告示第 89号
平成25年 3月 8日告示第 82号

山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第5条の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域を次のとおり指定する。

1 条例第5条第1号の規定により指定する区間

(1) 道路の区間

道路の種類	路線名	区間
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の禁止地域に関する告示（昭和42年山口県告示第156条の2。以下「禁止地域に関する告示」という。）5の表道路の種類に掲げる道路	禁止地域に関する告示5の表路線名の欄に掲げる路線名	1 禁止地域に関する告示5の表区間の欄に掲げる区間 （道路に接続する家屋連たん10戸以上の区間に限る。） 2 禁止地域に関する告示5の表区間の欄に掲げる区間以外の区間 （県道山口宇部線にあつては、宇部市一般国道190号との分岐点から同市県道山口宇部線の終点までの区間、県道岩国玖珂線にあつては、岩国市県道岩国玖珂線の起点から同市新愛宕橋北詰までの区間、県道宇部防府線にあつては、県道山口小郡秋穂線との交差点から山口市県道大海秋穂二島線との交差点までの区間、県道小野田美東線にあつては、山陽小野田市県道小野田美東線の起点から宇部市一般国道490号との交差点までの区間、県道防府環状線にあつては、防府市県道防府環状線の起点から同市大字西浦字十一十二割2880の1地先までの区間並びに県道山口阿知須宇部線にあつては、山口市県道山口阿知須宇部線の起点から山口市一般国道9号との交差点まで及び同市市道海岸線との交差点から宇部市県道山口阿知須宇部線の終点までの区間を除く。）

県道	山口防府線	山口市県道山口防府線の起点から同市大内長野一般国道262号との交差点までの間
	宮野大歳線	山口市県道宮野大歳線の起点から同市同県道の終点までの間
	伊佐吉部山口線	山口市嘉川字河原4399の1地先から同市県道伊佐吉部山口線の終点までの間
	下松新南陽線	下松市県道下松新南陽線の起点から周南市同県道の終点までの間
	徳山下松線	周南市県道徳山下松線の起点から下松市同県道の終点までの間

(2) 鉄道の区間

線路の名称	区間
山陽新幹線	山口県内における高架の区間
山陽本線	〃

2 条例第5条第2号の規定により指定する地域

(1) 道路から展望できることができる地域

ア 禁止地域に関する告示6の(1)の地域に接続する400メートル(高速自動車国道にあつては500メートル)以内の地域

イ 1の道路の区間に接続する両側それぞれ10メートル以内の地域

(2) 鉄道等から展望できることができる地域

禁止地域に関する告示6の(2)の地域に接続する400メートル(山陽新幹線にあつては500メートル)以内の地域

3 条例第5条第3号の規定により指定する地域

禁止地域に関する告示8の地域に接続する10メートル以内の地域

山口県屋外広告物条例の規定により公益上必要な施設又は物件の指定

昭和42年3月1日

山口県告示第156号の5

改正 昭和47年4月28日告示第347号

山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項第5号の規定により、公益上必要な施設又は物件を次のとおり指定する。

- 1 国旗掲揚塔（台状及び柱状のものを含む。）
- 2 時計塔（台状及び柱状のものを含む。）
- 3 噴水施設
- 4 交通信号機
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びにこれに準ずる公園に設置されたベンチ、くずかご及び照明施設
- 6 バス停留所表示施設
- 7 一般国道及び県道に設置された街灯柱

山口県屋外広告物条例第6条第4項の規定により特に必要があると認める
屋外広告物の指定

昭和42年3月1日
山口県告示第156号の6

改正 平成16年6月1日告示第332号

山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第6条第4項の規定により、特に必要があると認める屋外広告物を次のとおり指定する。

電柱又は街灯柱を利用する突出し広告、巻付け広告及び直塗り広告

山口県の事務処理の特例に関する条例（抜粋）

平成12年3月24日
山口県条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、知事又は山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて必要な事項を定めるものとする。

（市町が処理する事務）

第2条 知事又は教育委員会の権限に属する事務のうち別表の上欄に掲げるものを、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

～（略）～

別表（第2条関係）

～（略）～

事 務	市 町
26の3 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第7条第1項の規定による命令をすること。 ロ 法第7条第2項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。 ハ 法第7条第3項の規定による措置、命令又は委任及び費用の徴収をすること。 ニ 法第7条第4項の規定による除却、命令又は委任をすること。 ホ 法第8条第1項の規定による保管をすること。 ヘ 法第8条第2項の規定による公示及び返還をすること。 ト 法第8条第3項の規定による評価、売却及び保管をすること。 チ 法第8条第4項の規定による廃棄をすること。 リ 法第8条第6項の規定による費用の徴収をすること。 ヌ 山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下この号において「条例」という。）第5条の許可をすること。 ル 条例第6条第3項の許可をすること。 フ 条例第6条第4項の許可をすること。 ワ 条例第6条第5項の許可をすること。 カ 条例第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加をすること。 ヨ 条例第9条第3項の許可の更新をすること。 タ 条例第10条第1項の許可をすること。 レ 条例第10条第2項の規定による条件の付加をすること。 ソ 条例第13条の2第3項の規定による報告を受けること。 ツ 条例第16条の規定による許可の取消しをすること。 ネ 条例第17条の3第2項の規定により閲覧に供すること。 ナ 条例第17条の4の規定による意見の聴取をすること。 ラ 条例第17条の8第1項の規定による意見の聴取をすること。 ム 条例第19条第1項の規定による届出を受理すること。 ウ 条例第19条第2項の規定による届出を受理すること。 エ 条例第19条第3項の規定による届出を受理すること。 ノ 条例第19条第4項の規定による届出を受理すること。	宇部市、山口市、防府市、 下松市、岩国市、光市、長 門市、柳井市、美祢市、周 南市、山陽小野田市及び全 町

附則（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中山口県の事務処理の特例に関する条例別表第7号の2の改正規定 令和2年6月1日
- 二 第1条中山口県の事務処理の特例に関する条例別表第26号の3の改正規定及び附則第3項の規定 令和2年10月1日
- 三 第2条の規定 令和3年10月1日

**屋外広告物法の規定に基づく
事務処理の特例に関する条例**

平成20年3月18日
山口県条例第3号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務のうち萩市の区域に係るものは、萩市が処理することとする。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附属機関の設置に関する条例（抄）

昭和28年12月12日

山口県条例第51号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

（執行機関への委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が規則その他の規程で定める。

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	山口県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項についての調査及び審議並びに屋外広告物に関する事項についての建議に関する事務

山口県屋外広告物審議会規則

昭和41年10月3日

山口県規則第68号

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）第2条の規定に基づき、山口県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、土木建築部都市計画課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

屋 外 広 告 物 法

昭和24年6月3日

法律第189号

改正 昭和25年 5月30日法律第214号 昭和27年 4月 5日法律第 71号
昭和29年 5月29日法律第131号 昭和31年 6月12日法律第148号
昭和37年 9月15日法律第161号 昭和38年 5月24日法律第 92号
昭和39年 7月11日法律第169号 昭和43年 6月15日法律第101号
昭和45年 6月 1日法律第109号 昭和48年 9月17日法律第 81号
昭和50年 7月 1日法律第 49号 平成 4年 6月26日法律第 82号
平成 6年 6月29日法律第 49号 平成11年 7月16日法律第 87号
平成16年 5月28日法律第 61号 平成16年 6月18日法律第111号
平成20年 5月23日法律第 40号 平成23年 6月 3日法律第 61号
平成29年 5月12日法律第 26号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条～第6条）
- 第3章 監督（第7条・第8条）
- 第4章 屋外広告業
 - 第1節 屋外広告業の登録等（第9条～第11条）
 - 第2節 登録試験期間（第12条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 第6章 罰則（第30条～第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にあ

H16改正事項

美観→良好な景観
屋外広告業(追加)

美観→良好な景観

文化財保護法条項
の繰下げ

により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

(4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

(5) 公園、緑地、古墳又は墓地

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

(1) 橋りょう

(2) 街路樹及び路傍樹

(3) 銅像及び記念碑

(4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者

景観重要建造物・
樹木（追加）

面的規制の対象と
なる行政区域の限
定を解除

景観計画との適合
（新設）

「相当の期限を定
め」（追加）
→行政代執行の前
提

を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

→行政代執行の要件緩和

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

→簡易除却対象物件の拡大

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しない認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

→はり札及び立看板の簡易除却に課せられていた「相当の期間を経過し」の要件削除

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

→除却広告物の保管、売却又は廃棄の手續規定を新設

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる当該広告物又は掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有者は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業者で法人であるものが当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

→業の登録制度を新たに導入

へ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

(3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

(2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行われ、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

→登録試験機関制度を新たに規定
(国の事務)

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関する文書を含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の刑罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 登録試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が

行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

(2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則（平成16年法律第61号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年法律第111号）

(施行期日)

→景観行政団体である市町村への条例制定権の移譲
(平成20年一部改正：歴まち法認定市町村追加)

→過料制度（追加）

第1条 この法律は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中都市計画法第8条、第9条、第12条の5及び第13条の改正規定、第3条、第5条、第7条から第10条まで、第12条、第16条中都市緑地法第35条の改正規定、第17条、次条並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この法律の施行前に第4条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、第4条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第8条及び第9条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第13条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第9条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第8条、第9条及び第14条（第9条第2項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成20年法律第40号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成23年法律第61号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第十四条関係）（略）